平成２４年（フ）第７８号
山口県宇部市大字西岐波630番地３
債務者　太田　廣規
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８２号
山口県美祢市大嶺町東分161番地５　千々松アパート４号
債務者　庄司　典子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７３号
香川県綾歌郡宇多津町2508番地１　柏原荘203
債務者　中野　和則
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７４号
香川県綾歌郡宇多津町2508番地１　柏原荘203
債務者　中野美智子（旧姓曽根・毛利）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３７１号
熊本県上益城郡甲佐町大字東寒野726番地１
債務者　北﨑小百合
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９４号
熊本市南区近見１丁目12番30号　２－Ａ
債務者　福田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９６１号
愛知県海部郡大治町大字三本木字前深田37番地　ビューラー　ヨシＡ101号、従前の住所名古屋市中村区鳥居西通１丁目29番地の３　アブニール鳥居西303号
債務者　村瀬明日佳（旧姓福）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３６号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地44棟305号
債務者　吉本　孝夫
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２３号
名古屋市東区泉３丁目８番14号　マンションハッピー１Ｂ号
債務者　佐野ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５号
大分県由布市庄内町南大津留492番地
債務者　佐藤　好子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷７丁目26番地の３
債務者　柴崎しづ江
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
宮城県多賀城市東田中２丁目17番10号　小川ハイツＣ―13号
債務者　高橋　　正
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
秋田市寺内字三千刈255番地６　ブルージュ弐番館102
債務者　菅原　真一
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９号
茨城県神栖市深芝南３丁目22番地８　優ハイツ102号
債務者　嶋崎　利子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５９９号
千葉市若葉区若松町718番地３
債務者　青柳　秀樹
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２１号
千葉県船橋市宮本７丁目15番22号　丸誠苑101号
債務者　染矢　　進
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２４号
千葉市中央区大森町334番地４リバーストーン３　104号
債務者　屋島　祐太
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係